

## 商店街担い手育成事業委託業務仕様書（案）

## 1 委託業務名

商店街担い手育成事業委託業務

## 2 業務の目的

商店街を始めとする地域商業の活性化にあたっては、経済社会情勢の変化に正面から向き合い、積極的なアクションを起こし、熱意を持って周りを巻き込みながら活性化に取り組む人材や組織の存在が重要な要素であると考えられる。

本業務は、担い手育成のモデル事業として、商店街の中で熱心に活動する店主のほか、開業希望者や意欲はありながらも埋もれている人材等を積極的に活動に呼び込み、キーマンとなる人材等を発掘・育成し、活性化に資する能力の向上を図るとともに、人材の活躍できる環境づくりを支援することで、地域への定着を図ることを目的とする。

また、本事業の成果や課題について事例集化及び情報発信し、担い手不足等の課題を抱える他の地域への横展開を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 17 日（水）までとする。

## 4 業務の内容及び実施方法

以下の条件により企画の上、実施する。（その他、本事業をより効果的なものとするため、受託事業者による独自の提案を、県との協議により追加するものとする。）

## (1) 担い手育成プログラムの企画・運営

[条件・目標数]

## ① 実施地区の提案及び選定【実施地区：1 地区】

- ・ 県内の商店街又は周辺地区を提案すること。
- ・ 実施地区について、具体的な場所等県と協議の上、決定すること。

## ② 参加者募集【目標参加人数：10 人程度】

- ・ 商店街振興組合だけでなく、任意団体や開業希望者、地域活性化や場づくりに関心がある個人を含めた商店街内外からの参加者の募集を行うこと。募集にあたっては、SNS 等による効果的な手法を用いること。
- ・ 参加申込者の情報を管理すること。また、県の求めに応じ、その報告をすること。

## ③ 担い手育成プログラムの実施【実施地区において 5 日以上】

- ・ 魅力ある店づくりや場づくりを形成する能力を養成するとともに、参加者同士の連携を促進するプログラムを実施すること。
- ・ プログラム当日の運営においては、知識や経験があるファシリテーターを置くこと。

- ・次年度以降の活動計画を明らかにするよう支援する。(事業プランの作成)
- ・開催前に、プログラム内容や資料等について県の確認を得ること。
- ・事業の有効性や課題等を分析するため、参加者及び地域住民等へのアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

#### ④ 会場等各種手配及び支払い

- ・参加者募集、講師依頼、配布資料作成、会場手配、必要機材や消耗品等手配、進行管理等の本プログラム運営に必要な事務の全てを行うこと。また、これに伴う謝金や使用料、その他事業の実施に必要な経費等の支払事務を行うこと。

### [企画例・留意事項]

#### ① 実施地区の提案及び選定

- ・実施地区の提案及び選定にあっては、商店街内又は周辺に、当該地域のために何かしたいと考えている人、取り組む意欲のある人や組織などの情報提供に努めること。

#### ② 参加者募集

- ・活性化への多様な視点からの議論のため、市町村職員やデザイナー等、幅広い属性からの参加者とすることが好ましい。

#### ③ 担い手育成プログラムの実施

- ・企画例：活性化プロセス・事例の共有及び、当地域の活性化に必要な要素（拠点やアクション）のアイデアや計画の作成等
- ・プログラム例：説明会、視察、ワークショップ、トライアル事業等
- ・プログラムの実施にあたっては、県、協力団体（市町村や商店街）、ワークショップ等の参加者と情報共有や連携を図って業務が円滑に行われるように努めること。また、十分な人員を確保するなど円滑な運営に努めること。

### (2) フォローアップ及び担い手定着支援プログラムの企画・運営

対 象 地 区：蒲郡商店街地区

対 象 者：令和7年度に実施した担い手育成プログラムの参加者等（県と協議の上、新規の参加者を募集してもよい。）

活動計画の案：地域のイベントの継続的な実施、防火建築帯の活用に向けた取組、SNSの継続的な稼働等

#### ① フォローアップの実施【2日以上】

[条件・目標数]

- ・担い手の育成を継続して実施できるよう、対象地区において、対象者等と商店街との協働など、担い手の育成に必要なフォローアップを実施する。
- ・次年度以降の活動を見据えた取組となるよう支援すること。

[留意事項]

- ・参加者が示す活動計画に寄り添い、柔軟に対応すること。

- ・活動計画や令和7年度に実施した担い手育成プログラムの成果を踏まえ、対象者が次年度以降も持続的に取組を進めていくための支援を行うこと。

## ② 担い手定着支援プログラムの実施【2日以上】

[条件・目標数]

- ・発掘・育成した担い手人材の定着につながるよう、対象地区において、対象者等と商店街との協働、自走に向けた取組や環境づくりなどのフォローアップを実施する。
- ・「(3) 環境づくり支援」に繋げられるよう、参加者のやりたいことを具体化する。

[企画例・留意事項]

- ・企画例：チャレンジショップの開店、新規出店の支援、高齢者や子育て層のための拠点整備に向けた実験等
- ・参加者の意欲向上を促し、持続的に取組を進めていくための支援を行うこと。

## (3) 環境づくり支援

[条件・目標数]

- ・「(2)②担い手定着支援プログラムの実施」で具体化した事業内容を中心に、環境整備やトライアル事業の実施など、環境づくりにつながる支援を行う。
- ・環境づくり支援に係る経費は、契約金額の25%以上（消費税込）とする。

[企画例・留意事項]

- ・企画例及び支援例は下表のとおり。

企画例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジショップの開設・運営</li> <li>・新店舗開業</li> <li>・共同店舗の開設</li> <li>・継続的なイベントの実施</li> </ul>
支援例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗等既存ストックの小規模補修や清掃等の環境改善</li> <li>・必要な物品の相談・購入</li> <li>・SNS広告・宣伝</li> <li>・イベント実施会場の管理・運営</li> </ul>

- ・支援内容及び支出対象については、事前に県と協議すること。

## (4) 事例作成

本事業を通じて、得られた成果や課題についてポイントをまとめ、当地域の活性化をさらに促進し、かつ横展開を図る広報ツールとして、パンフレット及びショート動画作成すること。

[パンフレット]

- ・配布用かつWeb掲載用に、パンフレットを作成すること。配布用の部数は500部以上とする。

- ・A4 サイズ 8 ページ以上（各地区 4 ページ以上）を目安とし、構成や内容については、県と十分に協議の上、作成すること。地区ごとに作成してもよい。
- ・記載項目例：仲間づくりのポイント、情報発信方法、今後巻き込みたい対象や必要なアクション等
- ・他の商店街や市町村、関係機関等が活性化に係る取組の参考にできるよう視覚的に見やすいデザインに努めること。

[ショート動画]

- ・事例を簡潔に紹介するショート動画（30 秒程度の動画を想定）を作成すること。

## 5 成果物等の提出

### (1) 提出物

#### ア 4（4）で作成した成果物

※なお、配布用と Web 掲載用を別で作成する場合は、配布用のデータも併せて提出すること。

イ 参加者募集及び実施したプログラムに関する資料（当日資料、アンケート結果等）及び「4（1）担い手育成プログラムの企画・運営」で作成支援した活動計画（事業プラン）の内容がわかるもの

ウ その他、県が指示したもの（完了届、請求書等）

※なお、変更等が生じた場合は、協議・調整の上、決定する。

### (2) 提出先

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

### (3) 納期

2027 年 3 月 17 日

## 6 その他業務実施上の注意点

- (1) 本業務は、受託事業者の有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏洩に十分注意すること。
- (2) 業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託事業者の責任によって手続きを行うこと。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は、全て県に帰属するものとする。
- (4) 委託事業の実施に当たっては、事前に県と十分に協議した上で、事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を進めること。また、委託期間中でも、進捗状況や今後の進め方等を県へ逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (5) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している選任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。

- (6) 本事業の実施に起因する事故、トラブル等については、受託者は誠意を持って対応し、解決すること。
- (7) 経理処理の詳細については、県と調整すること。また、事業終了後の検査に当たっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、事業終了前に必要に応じて経理書類の整備について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (8) 受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 本事業と連携することで、効果的と思われる事業がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案すること。
- (10) その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。